

## 事務連絡

H30-44号

平成30年7月24日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課

首席事務官 加藤 英次

担当：管理班 小島

電話：03-3580-3311

内線：3175

FAX：03-5501-8166

該当事案（3号：刑の一部執行猶予制度適用者）の取扱いについて

現在、該当事案（3号）の申請を受理するに当たっては、申請者に対して、必要書類として確定日が記載された判決謄（抄）本、仮釈放中の申請者に対しては仮釈放決定通知書の提出を求め、貴都道府県に適宜内容についても確認していただいているが、今後、平成28年6月から施行された「刑の一部執行猶予制度」が適用されている人物からの旅券申請が増加することが見込まれます。

同制度は、「裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1～5年間、執行を猶予することができるとする」制度であり、特徴として、最初に実刑部分を執行した後、残りの刑期については執行猶予を付すというものです。

従いまして、同制度適用者は出所した翌日から執行猶予期間が適用されることになるため、判決謄（抄）本に記載されている判決確定日から執行猶予期間（3号該当期間）を算出することができなくなっています。

つきましては、上記事例にかかる事務処理を下記のとおりといたしますので、貴都道府県におかれましては、今後、下記に従って事務処理を実施していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 必要書類について

申請時に提出のあった判決謄（抄）本の刑罰を確認していただき、刑の一

部執行猶予制度が適用されていることが判明した場合は、仮釈放を受けたのか、実刑期間満了により出所したのかを確認してください。そして、①仮釈放を受けている場合は、仮釈放決定通知書の写しを提出するよう求めてください。②仮釈放ではなく実刑期間満了により出所している場合については、在監（在所）証明を提出するよう求めてください。在監（在所）証明の入手方法について照会があった場合は、収監されていた刑務所に問い合わせるよう案内をしてください。

## 2 電話等による手続照会について

3号該当事案にかかる申請方法等について照会があった場合は、今までの案内に「刑の一部執行猶予制度が適用されている場合は、仮釈放決定通知書の写し、同通知書を手交されていない場合は在監（在所）証明も必要となります」との案内を追加してください。

## 3 その他

本件について問題等が生じた場合は、個別に外務省旅券課管理班までお問い合わせください。

## 4 参考情報

### （1）刑の一部執行猶予制度適用の判決謄（抄）本刑罰記載例

被告人を懲役3年に処する。

その刑の一部である懲役1年の執行を5年間猶予する。

### （2）3号該当期間の確認について

一部執行猶予期間の満了日までが3号該当期間となるため、同猶予期間を確認することで判明します。

#### ア 仮釈放を受けている者

仮釈放決定通知書の「仮釈放期間満了後又は釈放後の一時猶予期間」項目を確認する。

（記載例）

一部猶予期間 平成30年6月1日から平成35年5月31日まで

#### イ 仮釈放を受けていない者

在監（在所）証明書記載の在監最終日の翌日を起算日として算出する。

（例）在監期間が平成30年5月31日までの場合（執行猶予5年）

一部猶予期間 平成30年6月1日から平成35年5月31日まで

（了）